

取得財産等管理台帳 (出雲市農業用除草機械導入支援事業費補助金)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
									1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2	

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号) 第 13 条第 1 号から第 3 号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が交付要綱第 12 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、交付要綱第 12 条第 1 項に定める期間を記載すること。